

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 6 年 2 月 2 日

鳥取県立白兔養護学校長 中 西 美 千 代

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県立白兔養護学校通学バス運行委託業務（市内方面コース） 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って算出した本件業務に要する費用の合計金額を入札金額として入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が運送・旅客業の旅客運送に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。

ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県立白兔養護学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野 1550-1

鳥取県立白兔養護学校

電話 0857 - 59 - 0585

電子メール hakuto-s@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 6 年 2 月 2 日（金）から同月 14 日（水）までの間にインターネットの鳥取県立白兔養護学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/hakuto-s/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 6 年 2 月 2 日（金）から同月 14 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

なお、郵送による交付を希望する場合は、210 円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封し、令和 6 年 2 月 8 日（木）までに (1) の場所へ請求すること。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月20日(火) 午後2時10分 即時開札

イ 場所

鳥取県鳥取市伏野 1550-1

鳥取県立白兔養護学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れて、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和6年2月14日(水)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(4)で入札書に記載した合計金額に消費税及び地方消費税相当金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。